教保第２６７３号

令和４年２月４日

市町村教育委員会

学校保健主管課長　様

学校教育指導主管課長　様

大　阪　府　教　育　庁

教育振興室保健体育課長

市町村教育室小中学校課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について　及び

　　　　　学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の

対応ガイドラインのオミクロン株に対応した留意事項について

　このたび、標記について、別添写し①のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」が和歌山県を対象に行われることとなり、この措置に伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、基本的対処方針における学校の取扱いについて改めて確認いただくとともに、対処方針等に基づき、感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、別添写し②のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡があり、オミクロン株に対応して「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を運用するにあたっての留意事項がとりまとめられておりますので、各学校や学校設置者においては、本事務連絡の趣旨を踏まえ、適切な対応をいただきますようお願いいたします。

なお、府教育庁といたしましては、令和4年1月26日付け教小中第3408号「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知等についての添付資料による府立学校の対応を変更することなく継続しますので、各市町村における対応の参考としてください。

その他、本件についてご不明な点等がありましたら、下記連絡先まで連絡願います。

【連絡先】

◯保健指導・衛生管理に関すること

　保健体育課　保健・給食グループ　06-6944-9365

◯教育活動に関すること

　小中学校課　学事グループ　　　　06-6944-6886